

平成26年度 産業廃棄物適正処理推進講習会『問題演習で学ぶ廃棄物処理法』開催のお知らせ

石川県では、(一社)石川県産業廃棄物協会へ委託して、産業廃棄物適正処理推進講習会を開催し、毎年、多くの産業廃棄物処理業者等の皆様方にご参加を頂いています。

本年度の講習会は、受講者の皆様がどれだけ廃棄物処理法を理解しているかが確認できるよう、問題演習形式で廃棄物処理法を学べる内容をご用意しました。講師には、石川県内でも多数の講演を行っている、BUN環境課題研修事務所主宰の長岡文明氏をお招きし、これまでの講習会の復習や、また、今までに講演を聴いたことがない方にとっても、新しい発見ができるとても良い機会になると思われれます。

もっと廃棄物処理法を詳しく知りたい方、日頃から疑問を持って仕事をしている方、さらには下記の出題例を読んで興味を持った方など、多数の皆様にとって大変参考になると思われれますので、ふるってご参加ください！（入場無料）

【出題例】（解答は、講習会にて解説いたします。）

問1 第2条 総合判断

物が廃棄物かどうかは「総合判断的に判断する」とされているが、次のうち、一般的に総合判断の要因にあたらぬのはどれか。

- (1) 物の性状 (2) 排出の状況 (3) 通常の見取り形態 (4) 取引価値の有無
(5) 廃棄物処理業許可の有無

問2 第12条 委託契約(特管産廃文書)

特別管理産業廃棄物の処理を委託する場合は、あらかじめ委託しようとする者に対して文書で通知しなければならないとされているが、その文書で通知しなければならない事項でないものは次のうちどれか。

- (1) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の数量
(2) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の性状
(3) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の処理料金
(4) 委託しようとする特別管理産業廃棄物の荷姿
(5) 委託しようとする特別管理産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

○ 開催日時

平成27年3月6日（金）13：30～16：30

13：40～

講演「問題演習で学ぶ廃棄物処理法」

講師：BUN環境課題研修事務所 主宰 長岡 文明 氏

15：50～

行政トピックス・質疑応答

○ 会場：石川県地場産業振興センター コンベンションホール
(金沢市鞍月2丁目1番地)

○ 定員：300名（入場無料。定員に達し次第締め切ります。）

○ 申込先

別紙により2月27日（金）までに(一社)石川県産業廃棄物協会までお申し込み下さい。

FAX:076-224-9102

○ お問い合わせ先

(一社)石川県産業廃棄物協会 電話076-224-9101

FAX送信

(一社)石川県産業廃棄物協会事務局 御中

<FAX番号 : 076-224-9102>

平成 年 月 日

平成26年度「産業廃棄物適正処理推進講習会」受講申込書

【日時】平成27年3月6日(金) 13:30~16:30

【場所】石川県地場産業振興センター コンベンションホール
(金沢市鞍月2丁目1番地)

1 勤務先住所及び電話番号

ふりがな 勤務先名	
勤務先住所	
電話番号	

2 受講希望者名等

No	部署名・氏名
1	
2	
3	
4	
5	

3 廃棄物処理法に関して、日頃疑問に思っていること(あれば記載してください。当日、可能な範囲で講師が回答いたします。)

--

＝お申し込みに当たって＝

注1) 5名を超える申込については、この用紙をコピーして申込願います。

注2) 定員になり次第締め切らせて頂きます。なお、(一社)石川県産業廃棄物協会から「受講不可」との連絡がない限り受講可能とご理解ください。